

人材紹介料の返還：

無期雇用労働者について、採用決定者が入社後、自己都合により退職し、または、就業規則に基づき解雇に至った場合は、直ちに、人材紹介料を返還するものとする。

入社後3ヶ月以内に退職した場合： 人材紹介料の50%